

石川県原子力環境安全管理協議会 議事録

日 時：平成 25 年 10 月 21 日（月）13 時 30 分～14 時 45 分
場 所：石川県庁 行政庁舎 11 階 1109 会議室

開会
事務局

定刻となりましたので、只今から、石川県原子力環境安全管理協議会を開催いたします。開会にあたりまして、委員の出席数をご報告いたします。協議会委員27名のところ、只今22名のご出席をいただいております。協議会規程により、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

前回の協議会以降、一部の委員の方に交替がございましたので、新しい委員の方をご紹介します。志賀町議会議長の富澤軒康委員でございます。また、本日は所用により欠席となっておりますが、県医師会副会長の上田博委員が就任しております。本日は、説明員として、志賀原子力規制事務所の寺田所長にご出席いただいております。それでは、議事に入ります前に、会長である竹中副知事から御挨拶を申し上げます。

副知事

挨拶の前に一言でございますが、今年も大変大きな災害が発生しております。先般、伊豆大島で台風26号による豪雨といえますか、土石流が発生しました。死者27名、まだ行方不明19名ということでございます。亡くなられた方に心よりお見舞い申し上げますと同時に、台風27、28号もまた発生しております。これ以上、被害が拡大しないように願っております。

それでは、委員の皆様におかれましては、大変ご多忙中のところ、石川県原子力環境安全管理協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆さま方もご承知のとおり、去る7月8日でございますが、福島第一原子力発電所事故の知見を踏まえた新たな規制基準が施行されました。原子力規制委員会では、世界最高水準の規制基準を策定したということでございます。この基準により科学的根拠に基づいた厳格な安全性の確認が行われることを期待したいと考えております。

その中でありますが、現在、7つの発電所の14基の原子力発電所がこの基準に基づきまして、国の安全審査の申請が行われておりますが、本日は、この規制基準につきまして、志賀原子力規制事務所からご説明いただきたいと考えております。

また、去る6月6日には、北陸電力が、志賀原子力発電所敷地内にあります破砕帯につきまして、活動性はないとする報告書を取りまとめまして、原子力規制委員会に提出しております。6月に開催しましたこの本協議会におきまして、北陸電力が

	<p>ら報告内容について直接聴取したところであります。一方で、北陸電力では、引き続き、福浦断層など周辺の小規模な断層の活動性に関する調査を実施し、当初9月末までに報告書を提出するとしていたところですが、福浦断層について、今回、更に詳細な調査を行うこととし、調査期間を12月下旬に延長するというを規制委員会に報告しております。</p> <p>本日は、これらの報告に加えまして、定例であります志賀原子力発電所の運転状況や「周辺環境放射線監視結果」、「温排水影響調査結果」の報告及び年報についてもご審議をお願いしたいと考えております。委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご発言を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、協議会規程により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、竹中会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。最初に、議題(1)原子力発電所の新規制基準について、原子力規制事務所の寺田所長さんからご説明をお願いします。</p>
規制事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・「資料 No.1 実用発電用原子炉に係る新規制基準について」を用いて説明
議長	<p>ありがとうございました。只今説明をいただきました件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。</p>
委員	<p>資料8頁には、シビアアクシデント対策等を含めた新規制基準がありますが、その中で、「火災に対する考慮」があります。これには、いわゆる自然火災と放火というものがあると思いますが、放火のような場合はどのように対処することになるのでしょうか。</p>
規制事務所	<p>意図的な放火というものは、この中では、特に決められていません。火災の程度にもよりますが、テロ行為により深刻な状態に至るような場合は、シビアアクシデント対策の方で対処することになり、通常発生する火災等につきましては、設計基準の中で対処することになります。</p>
議長	<p>現在、既に14基の発電所の申請がなされております。各立地県あるいは地元住民に対して、審査がどのように行われ、そして、どのような結論になったのか、その理由も含めて、状況が</p>

<p>規制事務所</p>	<p>わかる職員等から直接説明をしていただくことが適切ではないかと思っておりますが、規制委員会では、どのような考えか確認させていただきたいと思っております。</p> <p>規制基準の適合性審査につきましては、常時公開で行われておりまして、途中経過等につきましては、ホームページにおいて掲載しており、審査内容を確認できるようになっています。また、適合性審査の結果につきましては、自治体から要望があれば、それに応じて規制庁として責任を持って説明させていただきたいと思っております。また、説明者等の具体的な対応につきましては、状況に応じて、こちらの方で判断させていただくということにしております。</p>
<p>議長</p>	<p>こちらから要望すれば、きちっとその結果については、ご説明いただけるということですね。</p>
<p>規制事務所</p>	<p>はい、そうでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。それでは次の議題に移りたいと思えます。議題(2)の志賀原子力発電所敷地内破碎帯に関する追加調査状況について、北陸電力から報告をお願いします。</p>
<p>北陸電力</p>	<p>日頃、原子力発電所の運営に関しまして、多大なるご指導、ご鞭撻を賜りまして誠にありがとうございます。さて、発電所の敷地内シームに関しましては、皆さま方に大変なご心配をお掛けしております。現在、シームと周辺断層の関連性に関する調査を進めているところでございますが、更に詳細な調査を行うことを目的といたしまして、最終報告時期を9月末から12月下旬に変更することで、9月26日原子力規制委員会の方へ報告いたしております。内容については、これからご説明いたしますが、引き続き徹底した調査を行うことにより、志賀原子力発電所の安全性、信頼性の更なる向上に努めてまいります。それでは、敷地内シームの調査内容につきまして、土木部の副部長から説明させていただきます。</p>
<p>北陸電力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「資料 No.2 志賀原子力発電所敷地内破碎帯に関する追加調査計画の変更について」を用いて説明

議長	<p>ありがとうございました。以上の説明につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。</p>
委員	<p>資料5頁の活動性調査（データ補強）とありますが、図を見ると、シームは安山岩（角礫質）の岩盤中に留まっており、上載地層の砂礫層に入っていないことがよくわかりました。一方、この問題の発端となった、建設計画時のシーム S-1 のスケッチにみられる上載地層中の段差の成因については、安山岩とその上載地層が激しい浸食作用によるものとの見方と、断層によってずれたという見方があると思います。基本的にこの岩盤と上載地層の間は、浸食作用によって形成されたものであり、場所の違いでこのような違いが生じたと理解すればよろしいのでしょうか。</p>
北陸電力	<p>資料5頁目のシーム S-1 の調査では、今回新たにトレンチ掘削を行いまして、その位置における岩盤の上面に関するご質問かと思えます。岩盤の上面、我々この位置だけではなく、他にも2箇所 S-1 の活動性を評価するためのトレンチ調査を行っております。その場所により、当時の海岸線の位置、あるいは、浸食される環境、水との関係でどういう位置にあるかということにより、浸食の程度は、大小かなり差があります。この部分につきましては、比較的に全体的に平坦に浸食を受けたところであります。</p> <p>シームの周りは、若干、岩盤の中でも弱部になっておりますので、その分浸食が進む場合がありますが、この位置は全体的に緩やかに浸食が進んだ地点と考えられるのではないかと評価しております。</p>
委員	<p>わかりました。要するに場所によっては、浸食が激しいところがあって、（建設計画時のスケッチのように）一見断層のように見えるところもあるが、全体としてはシームだという主張ですね。</p>
議長	<p>このシーム調査、これまでも私どもは、工程ありきではなく、しっかりと調査をしていただきたいということで、申し上げてまいりましたが、一方で、この調査を追加すればするほど、地域の方々の不安は解消されないまま、ずっと不安のままにしていることになっていきます。調査工程はもう3回目の延長ということでございますので、住民の不安は今現在、解消されないままという状況ではないかと思えます。今回、最終報告時期が12</p>

	<p>月下旬ということで、ご説明いただきましたが、この調査期間、ちょっと性根を入れて、全力でデータ拡充に努めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
北陸電力	<p>これまで工程ありきではなく、予断を持たずに徹底的な調査ということで我々進めてまいりましたが、今回、結果的に3度目の調査期間の延長となりましたことにつきまして、地元の皆さまに大変なご心配をお掛けいたしまして、本当に申し訳ございません。12月の最終報告書の提出にあたりましては、本日、ご説明いたしました内容も含めまして、科学的で、かつ多面的なデータを積み上げて最終的な報告を行い、また、報告書提出以降も、原子力規制委員会の審査におきましては、しっかり安全性を確認いただけるように、今後も引き続き徹底した調査を行ってまいりたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、しっかりと調査をお願いしたいと思います。次の議題に移りたいと思います。議題(3)志賀原子力発電所の運転状況等につきまして、北陸電力から報告をお願いいたします。</p>
北陸電力	<ul style="list-style-type: none"> ・「資料 No. 3-1 志賀原子力発電所運転状況等四半期報告（平成 25 年度第 1 四半期）」を用いて説明 ・「資料 No. 3-2 志賀原子力発電所運転状況等報告（前回協議会以降）」を用いて説明
議長	<p>はい、ありがとうございました。只今の説明につきましてご質問等ございましたらご発言よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>よろしいですか。特にないようですので、次の議題に移りたいと思います。引き続きまして、議題(4)から(7)につきまして、一括してご審議をいただきたいと思います。議題(4)にあります志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書平成 24 年度年報(案)、及び議題(5)の同報告書平成 25 年度第 1 報(案)、それと議題(6)にあります志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書平成 24 年度第 4 報(案)、及び議題(7)の同報告書平成 24 年度年報(案)について、事務局から説明をいただきたいと思います。</p> <p>なお、これらの報告書(案)につきましては、9月13日に行われました環境放射線測定技術委員会及び温排水影響検討委員会におきまして、専門的な見地からの検討を経たものであります。</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「資料 No. 4 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告(案)(平成 24 年度年報)(石川県)」を用いて説明 ・「資料 No. 5 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告(案)(平成 25 年度第 1 報)(平成 25 年 4 月～6 月)(石川県)」を用いて説明 ・「資料 No. 6 志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(平成 24 年度第 4 報)(冬季)(石川県)」を用いて説明 ・「資料 No. 7 志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(平成 24 年度年報)(石川県)」を用いて説明
議長	<p>それでは、以上の説明につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。</p> <p>よろしいですか。特にご発言無いようですので、議題(4)から議題(7)につきましては、原子力環境安全管理協議会として承認することとさせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、次に移りたいと思います。その他(1)の原子力発電所に対する保安検査結果等につきまして、志賀原子力規制事務所の寺田所長からご説明をお願いいたします。</p>
規制事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・「資料 No. 8 実用発電用原子炉に対する保安検査結果等について(平成 25 年度第 1 四半期)」を用いて説明
議長	<p>はい、ありがとうございます。只今の説明につきまして、何かご質問等ございましたらよろしくをお願いします。</p> <p>特に発言もないようですので、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局からご報告申し上げます。お手元に資料 No. 9 として配布しておりますのは、前回開催しました協議会の議事概要であります。これにつきましては、委員の皆様方に内容のご確認をいただいたものであり、現在ホームページ上に公開いたしております。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で、本日の石川県原子力環境安全管理協議会を終了させていただきます。長時間にわたりまして、真摯なご議論ありがとうございました。</p>